

## 11 事業専従者に関する事項

事業主と生計を一にする親族（15歳未満や学生は除く）で、前年中に6か月を超える期間、事業に専ら従事している場合、その事業に従事している親族（事業専従者）1人につき、次の金額のいずれか少ない方の金額を専従者控除として必要経費にすることができます。裏面11に事業専従者の氏名などを記入してください。

- (1) 500,000円（事業専従者が配偶者の場合は860,000円）
- (2) (事業専従者控除前の所得金額) ÷ (事業専従者数 + 1)

## 14 寄附金に関する事項

特定の団体に対して寄附を行った場合、一定の計算により算出された金額が市・県民税の所得割額から税額控除されます。裏面14に寄附先ごとに支払金額を記入し、「寄附先が発行した支払証明書（領収書）または特定寄附仲介者が発行する証明書」を添付してください。

※ふるさと納税のワンストップ特例制度を申請した人でも、**市・県民税申告や確定申告を行う場合はワンストップ特例が無効になります。**申告する際は、必ずふるさと納税に伴う寄附金を含めて申告してください

## 15 所得金額調整控除に関する事項

申告者の給与等の収入金額が850万円を超え、下記の(1)または(2)に該当する場合、計算方法のとおり計算した金額(g)を給与等の所得金額から控除します。

- (1) 申告者、同一生計配偶者もしくは扶養親族のいずれかが特別障害者である
- (2) 23歳未満の扶養親族がいる

### ● 申告方法

裏面15に特別障害者または23歳未満の扶養親族に該当する人の必要事項を記入してください。

### ● 計算方法

給与等の収入金額（最高1,000万円）	e
$e - 850$ 万円	f
所得金額調整控除 ( $f \times 0.1$ )	g
差引金額（給与所得額 - g）	h

この金額を2の⑥に記入します。ただし、申告者が給与等と公的年金等の両方を有している場合は、P5の「給与等と公的年金等の両方を有する場合の所得金額調整控除」の計算も必要です。

## 申告書はインターネットからダウンロード、印刷ができます

- 「市・県民税申告書」は市のウェブサイトから印刷できます。

南魚沼市 市・県民税申告書



- 「確定申告書」・「収支内訳書」・「医療費控除の明細書」などの様式は国税庁のウェブサイトから印刷できます。

国税庁 申告書様式



## 所得税の確定申告は「確定申告書等作成コーナー」の利用が便利です

- スマートフォンやパソコンを使って確定申告書の作成や提出ができます。

画面の案内に沿って入力すると、所得金額や税額が自動計算されます。決算書や収支内訳書も作成できます。マイナンバーカード等を使って作成し、e-Taxで提出（電子申告）する方法、事前登録なしで作成を行い書面印刷して提出する方法があります。

また、マイナポータル連携を利用すると、確定申告書の該当項目が自動入力されます。ぜひご利用ください。

国税庁 作成コーナー



お問合せ：e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570-01-5901（土日・祝日を除く）